

令和 7 年度
官民連携地域金融力促進事業
公募要領

2026 年 4 月

全国事務局(補助事業者)

PwC コンサルティング・アドバイザーズ 共同

目次

I. 官民連携地域金融力促進事業について	2
1. 背景と目的	2
2. 概要	2
3. 実施体制	3
4. 実施期間	4
II. 応募資格	5
1. 実施主体	5
2. 申請主体	6
III. 補助内容の詳細	7
1. 補助金の概要	7
2. 補助金交付申請・補助金の支払	8
3. 間接補助事業者の義務	8
IV. 応募手続き	9
1. 応募者	9
2. 応募書類	9
3. 提出期限	9
4. 提出先	10
V. 応募にあたっての留意事項	11
1. 個人情報	11
2. 著作権等	11
3. 情報セキュリティ管理	11
4. 消費者保護	11
5. 書類の管理	11
6. 善管注意義務	11
7. 仕入控除額確定の報告	12
8. 実績報告の提出	12
9. その他	12
VI. 公募手続きの説明	13
VII. 審査の方法	14
1. 審査の流れ	14
2. 審査にあたっての視点	15
VIII. 問い合わせ先	16

I. 官民連携地域金融力促進事業について

1. 背景と目的

現在、多くの地方公共団体においては、少子高齢化をはじめ多くの地域課題を有しており、財政や人的資源は厳しさを増しています。その結果、活用が不十分な地方公共団体の保有する遊休資産等は増加しており、利活用は重要な地域課題の一つとなっています。こうした資産は、個別の利用にとどまらず、地域価値を最大化する視点（エコシステムの形成等）で捉え、地域課題の解決や活性化に繋げていくことが求められます。

地域価値の最大化に向けては、地方公共団体が把握する住民ニーズを踏まえつつ、民間の知見や資金を積極的に活用する官民連携での取組が不可欠です。具体的には、商工会議所、建設会社、施設運営会社等の多様な地域プレイヤーの関心等を整理し、プロジェクトへの参画を促す枠組みを構築する必要があります。その実現において、地域での幅広いネットワークや地域経済への深い知見を有する地域金融機関は、官民連携事業において中核的な役割を果たすことが期待されています。

また、多様な民間事業者の参画を促すには、事業採算性が見込める魅力的なプロジェクトを形成することが必要です。そのためには、事業化の公募段階より前の、構想を具体化していく初期段階である、基本構想の策定から官民が連携して取り組むことが極めて重要となります。

本事業は、そうした状況を踏まえ、地域金融機関等と地方公共団体が連携して、公有不動産・遊休資産の活用を通じて地域課題を解決する基本構想の策定等に向けた取組に対して支援を行うことにより、地域課題の解決に向けた民間資金の新たな流れを創出し、地域における投資増大や資金循環の促進を通じて、地方経済の活性化の実現を目指します。

2. 概要

基本構想等の策定を担う事業体（以下、「間接補助事業者」という。）は、次に掲げる業務を行うものとします。

① 基本構想の策定等に向けた取組

地方公共団体の保有する公有不動産・遊休資産の利活用において、事業採算性が見込める魅力的なプロジェクトを形成して多様な民間事業者の参画を促すような基本構想の策定、もしくはそれに準ずる報告書等のとりまとめ（以下、「基本構想等の策定」という。）に向けた取組を行うこと。

なお、本補助事業における基本構想は、事業化より前の構想を具体化していく初期段階である検討概要（資産活用の背景、位置づけ等）や現状・課題、目指す姿、公有地・遊休地が有する機能、事業手法・ロードマップ等を取りまとめたものとする。また、本補助事業における最終成果物については、申請時に地方公共団体と地域金融機関等で目標を合

意のうえ、提案書内に併せて提示すること。なお、本事業期間内における計画書の公開の有無は問わず、最終決定前の基本構想に係る計画書素案であっても差し支えないこととする。

② 取組状況の報告・成果物の提出

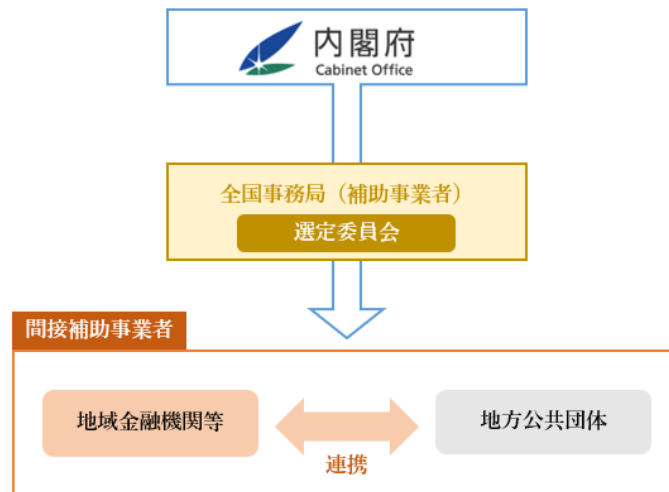
全国事務局（補助事業者）の求めに応じて、取組の進捗状況について報告を行うとともに、成果物及び別途指定する疎明資料を提出すること。

3. 実施体制

全国事務局（補助事業者）である PwC コンサルティング・アドバイザリー共同体は、「官民連携地域金融力促進事業」について、内閣府からの補助を受け、間接補助事業者の選定から補助金の交付まで、事業に係る一連の取組を支援します。

事業の実施に当たっては、全国事務局は、選定された間接補助事業者に対し、内閣府の指示のもと、適宜、取組の進捗状況の報告を求め、事業の進捗状況をタイムリーに把握し、基本構想等の品質管理や、策定に向けた知見・ノウハウに係る指導・助言を行います。

【事業体制図】



4. 実施期間

実施期間は、単年度であり、交付決定日から交付決定日以降に示す本事業の補助対象期間（2027 年 1 月末頃）までとします。間接補助事業者の公募スケジュール(案)は以下の通りです。

なお、具体的な補助対象期間は交付決定後に通知します。

	公募スケジュール(案)
公募	2026 年 4 月 20 日(月)～2026 年 6 月 1 日(月)
審査・選定	2026 年 6 月 2 日(火)～2026 年 6 月 22 日(月)
補助金の交付決定	2026 年 6 月下旬頃

Ⅱ. 応募資格

1. 実施主体

本事業における実施主体は、地域金融機関等と地方公共団体により構成されるコンソーシアムとします。実施主体は、公有不動産・遊休資産の活用を通じた地域課題の解決に向けて、相互に連携して取り組むものとします。

(資格要件)

- ① 民間資金によるさらなる投資増大や資金循環の促進を通じて、地方経済の活性化の実現を検討していること。
- ② 所在する地域における地域住民・民間事業者等の多様なステークホルダーとの日常的な関わりを有しており、地域課題やニーズの分析・調査を行う能力を有する者であること。
- ③ 分析・調査を行った地域課題やニーズを踏まえ、地域に真に必要となる基本構想等の策定に結びつける能力を有していること。現時点で当該能力を有していない場合には、本補助事業を通じてこの能力の獲得を目的として参画していること。
- ④ 本補助事業実施のための十分な体制が構築されていること。
- ⑤ 内閣府、会計検査院、全国事務局より、提出・開示の要請があった書類や情報については、可能な限り、提供・開示に協力すること。
- ⑥ 間接補助事業を行うために必要な中立性及び公平性を確実に有している者。
- ⑦ 会計処理、意思決定、責任体制等の方法について規約等が整備され、円滑な事業実施が可能であること。
- ⑧ 不誠実な行為がなく、信用状態が良好であること。
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団ではないこと。
- ⑩ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が所属していないこと。
- ⑪ 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行ったか、行う恐れがある者ではないこと。

(実施主体として参加する地方公共団体の資格要件)

- ① 公有不動産・遊休資産を保有し、それらの活用を通じた地域課題の解決（基本構想策定等）を検討していること。
- ② 人口は20万人未満であること。ただし、複数の地方公共団体が共同で応募する場合は、人口の合計が20万人以上であっても応募可能とします。

2. 申請主体

申請主体は、コンソーシアムを構成する地域金融機関等であり、かつ、本事業の実施計画、実施および成果を管理する者としてします。

申請主体は、以下の要件を満たすことが必要です。なお、事業実施期間の途中であっても、以下の要件を満たさなくなった場合は、交代を求める等必要な措置を要請することがあります。

※ グループにより一体的に事業を実施している場合においては、共同での申請も可能ですが、その場合は、共同申請者のいずれの者においても、以下の要件を満たす必要があります。

(要件)

- ① 法人格を有する者であること。なお、国費により出資等が既に行われている団体に対しては、国からの重疊的な支援となるため、本事業の対象外となります。
- ② 日本国内に拠点を有していること。
- ③ 所在する地域における企業と日常的に関わり、当該企業の経営課題の分析・調査を行う能力を有する者であること。
- ④ 所在する地域における企業情勢への深い理解を踏まえた経済動向の知見を有し、地方公共団体及び地域の民間事業者と日常的なリレーションを有する者であること。
- ⑤ 当該事業に関して、実施計画の企画立案とその実施等について管理を行うことができる能力を有していること。
- ⑥ 当該事業のために必要かつ十分な時間が確保できること。
- ⑦ 全国事務局からの連絡、指示、問い合わせ等に対して、速やかに自ら対応、回答できること。
- ⑧ 当該事業の遂行にあたっては、全国事務局と密な連携を図ること。
- ⑨ コンソーシアム内の実施主体等に対して、全国事務局からの連絡事項を周知徹底できること。
- ⑩ 当該事業の補助金申請にあたっては、全国事務局が定める申請手続き等に則り対応すること。
- ⑪ 応募書類提出後の面談による審査に必ず出席できること。
- ⑫ 間接補助事業者として選定された後、内閣府や全国事務局からヒアリングを要請された際に、然るべき対応ができること。

Ⅲ. 補助内容の詳細

1. 補助金の概要

官民連携地域金融力促進事業は、間接補助事業者が、公有不動産・遊休資産の活用の検討に関し、基本構想等の策定に向けて実施する取組に要した経費を補助するものです。

- ① 一間接補助事業者当たりの補助金額は、以下を超えない範囲内とします。なお、本事業では、間接補助事業者の官民連携に関する実績等に応じて、以下の2類型を設けます。応募にあたっては、いずれかの類型を選択してください。

	類型 A（連携モデル構築）	類型 B（連携モデル実践）
対象	官民連携の実績は無いが、基本構想等の策定を通じて新たに官民連携の取組を進めたいコンソーシアム	一定の官民連携の実績を有し、さらなる地域価値最大化・資金循環拡大に取り組むコンソーシアム
補助上限額	500 万円	1,000 万円
採択予定件数	4 件程度	1 件程度

- ② 補助金については、以下に記載する基準の他、別に定める交付規程をもとに全国事務局が精査のうえ、支払います。
- ③ 補助対象経費は、交付決定日以降に示す本事業の補助対象期間内に、基本構想等の策定に当たって、申請主体において必要となった以下の対象経費の合計額とします。また、経費の計上においては、確実に積算や確認が行える経費について計上してください。

対象経費	内容
人件費	本事業に直接従事した人件費
旅費	本事業に直接必要な国内旅費（交通費・宿泊費等）。海外旅費は対象外
会議費	本事業に直接必要な会議開催経費（会場借料・飲料代等）
謝金	基本構想等の策定に直接必要な会議・意見聴取における有識者等への謝金

- ④ 国・地方公共団体等による公的資金を財源とした補助金もしくは委託費の対象となる経費は補助対象外とします。
- ⑤ 間接補助金は、成果物（策定した基本構想、もしくはそれに準ずる報告書）を全国事務局に提出していただき、検収を経て、最終的に交付が決定します。
- ※ 本事業の遂行に直接関係のない経費（酒類、懇親会等の経費、本事業の遂行中に発生し

た事故・災害の処理のための経費等）は対象となりません。

2. 補助金交付申請・補助金の支払

コンソーシアムの申請主体は、速やかに補助金の交付申請を行うこととし、申請に必要な各種書類(詳細は選定後にお知らせします。)を全国事務局に提出していただきます。必要な書類が提出されない場合や、提出された書類に不備がある場合には、交付決定ができず、そのため補助事業が開始できない場合もありますので留意ください。

補助金は、交付申請書に定められた用途以外には交付されません。

補助金の支払いについては、応募時にコンソーシアム内で合意した最終成果物を全国事務局に提出の上、全国事務局による最終成果物の内容の妥当性に関する検収、並びに経費支出にかかる確定検査を経た後に、全額、精算払いとなります。補助金の支払いには、基本構想等の策定業務に直接必要な経費であることを示す証憑類が必要となります。なお、検収の結果、内容が不十分であると判断された場合には、内閣府の指示のもと、全国事務局より追加対応を求めることがあります。

3. 間接補助事業者の義務

間接補助事業者は、補助事業についての全ての証憑書類を揃え、補助事業の完了日の属する年度の終了後5年間、内閣府、会計検査院、もしくは全国事務局から請求があったときにいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。

補助事業の確定検査等のために、必要と認められるときは、間接補助事業者に報告を求め、全国事務局が補助事業に関する調査を行います。間接補助事業者はこの調査に協力しなければなりません。

IV. 応募手続き

1. 応募者

応募は全国事務局に対して、申請主体が行ってください。なお、応募にあたっては、コンソーシアムを構成する地方公共団体との連名による申請とし、応募書類において地方公共団体の参画の意思が確認できるようにしてください。

2. 応募書類

応募にあたり、提出が必要な電子書類は以下の通りです。

応募書類	ファイル名称の付け方例
①公募申請書【様式1】	申請主体名_①公募申請書.xlsx
②提案書	申請主体名_②提案書.pptx
③支出計画書【様式2】	申請主体名_③支出計画書.xlsx
④提案内容を裏付ける関連資料	申請主体名_④関連資料_****.pdf

※応募書類の様式は、官民連携地域金融力促進事業特設 web サイト (<https://ppp-chiikikinyu.jp/>) からダウンロードできますので、ご利用ください。

※紙書類の提出及び書類への押印は不要です。

※応募書類の作成・提出等の詳細については、応募書類作成要領をご参照ください。

3. 提出期限

2026年6月1日(月)17時までに提出(メール送信)すること。

4. 提出先

以下の宛先まで必要書類を提出(メール送信)すること。

「官民連携地域金融力促進事業」全国事務局 宛	
電子書類	: jp_xlos_ppp@pwc.com
※なお、メールの件名は、下記の通り記載すること。	
件名: 「官民連携地域金融力促進事業」応募書類提出(申請主体名)	

(留意事項)

- 提出期限を経過して受領した応募書類は、いかなる理由があろうとも無効となります。
- 本公募要領に示された様式以外での応募は認められません。また、応募書類①～④以外の書類は受領いたしません。
- 応募書類に不備がある場合は、審査対象となりません。
- 応募後の書類等の変更、差し替えは認められません。
- 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また選定の成否を問わず、作成費用及び面談審査出席に係る費用は支給されません。
- なお、選定後であっても、応募者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、選定を取り消すことがあります。
- 提出された応募書類は間接補助事業者の選定に関する審査以外の目的には使用しません。
- 提出後、内容について確認等の連絡を行う場合があります。

V. 応募にあたっての留意事項

1. 個人情報

関係機関と個人情報を共有する場合は事前に本人の同意を得る等、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえてください。

2. 著作権等

- ① 本事業の遂行により生じた著作権（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第 27 条及び 28 条に定められた権利を含む。以下同じ。）については、全国事務局に帰属するものとします。
- ② 第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を間接補助事業者において行うものとします。
- ③ 本事業の業務内容に関し、第三者との間で著作権に係わる権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら全国事務局の責めに帰す場合を除き、間接補助事業者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとします。

3. 情報セキュリティ管理

間接補助事業者は、情報セキュリティポリシーを整備し、適切な情報セキュリティ対策を講じてください。

4. 消費者保護

間接補助事業者は、消費者保護の観点から、関係者の消費者としての権利を確保するため、適切な対応をとるものとします。

5. 書類の管理

間接補助事業者は、補助金に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、支援事業に係る歳入及び歳出について証憑書類を整理し、かつ調書及び証憑書類を支援事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければなりません。

6. 善管注意義務

事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければなりません。

7. 仕入控除額確定の報告

事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに全国事務局に報告しなければなりません。なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行ってください。

また、間接補助事業者が報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがあります。

8. 実績報告の提出

間接補助事業者は、別に定める交付規程等に定めるところにより、事業に係る実績報告書を全国事務局に提出しなければなりません。

9. その他

その他、本事業を実施するに当たっては、間接補助事業者は、全国事務局と常に緊密に連携し、その指示に従わなければなりません。

また、本事業の実施に当たっては、以下の点にご留意ください。

- ① 補助事業を進めるにあたり、全国事務局からの要請に基づいた事業の実施状況報告、及び事業の持続可能性の検証・検討の作業等に対応すること。
- ② 補助事業の遂行及び支出の状況について、全国事務局から要請があったときは、速やかに状況報告書を提出すること。
- ③ 内閣府、全国事務局の事業内容の指導・調整・助言に適宜対応すること。

VI. 公募手続きの説明

本事業における政策趣旨や公募手続きに係る説明会を、以下のとおり開催いたします。

項目	内容
日時(予定)	2026 年 4 月 22 日 (水) 15:15～16:45
実施方法	ハイブリッド開催 ※現地参加+オンライン参加
会場	<現地> ビジョンセンター東京駅前 (〒103-0028 東京都中央区八重洲 1 丁目 8 - 1 7 新槇町ビル 7F) <オンライン> Zoom

※ 時間は予定となりますので、当日の状況等に応じて、掲載の内容から細かい変更が入る可能性がある旨、ご了承ください。

(参加申込方法)

参加を希望される方は、下記 web サイトより、前日までにお申し込みください。開催前に別途、URL 等の開催場所詳細のご案内を送付いたします。

現地会場、オンライン会場ともに人数制限がございます。お申込みは先着順で受け付けておりますため、定員に達した場合はご希望に添えない可能性がございます。あらかじめご了承ください。なお、当日ご参加いただけない方に向けて、説明会の様子を撮影・編集した録画動画を、官民連携地域金融力促進事業特設 Web サイト内で公開予定です。

<官民連携地域金融力促進事業特設 web サイト>

<https://ppp-chiikikinyu.jp>

<公募説明会応募フォーム>

https://ppp-chiikikinyu.jp/briefing_session/

VII. 審査の方法

1. 審査の流れ

間接補助事業者は、書面による審査および面談による審査の後、第三者の有識者等で構成される選定委員会を経て、選定されます。

(審査方法)

- 応募書類の内容について、評価観点(後述の「2. 審査にあたっての視点」参照)を基に、書面審査を実施するとともに、面談審査を実施します。
- 面談審査は、6月3日(水)~6月12日(金)頃にて実施予定です。
- 面談審査の実施方法(使用ツールは Zoom を想定)については、各団体へ直接メールにて連絡いたします。
- なお、面談審査は日程調整を事前に行う必要があるため、特設 web サイトより、予め、登録をお願いいたします。登録期間は 2026 年 5 月 18 日(月)~27 日(水)頃を予定しています。詳細は特設 web サイトをご確認ください。
- 面談審査では、事業内容の変更の可能性をお尋ねすることがあります。
- 最終的な選定結果は、6月下旬頃に特設 web サイト上において公表するとともに、当該団体に対して、全国事務局より電子メールあるいは電話にて通知いたします。

(留意事項)

- 審査委員、審査内容等は非公開です。審査結果に関する問い合わせには、応じかねますのでご了承ください。
- 申請書類に不備があるものについては、審査対象といたしませんので、ご注意ください。
- 審査の都合上、応募後に提案内容に関する追加資料の提出を求めることがあります。

2. 審査にあたっての視点

間接補助事業者の評価観点は、下記の通りです。また評価観点については、公募状況等に
応じて変更する可能性があります。あらかじめご了承ください。

評価観点の分類		評価区分	評価観点
1. 地域に即した事業手法・ソリューションの整理			
①	地域課題、ニーズの理解	必須	地域関係者から地域課題及びニーズを広く把握、理解するための取組を検討しているか
②	事業手法・ソリューションの整理	必須	地域課題やニーズ、地域特性等を踏まえ、最適な事業手法・ソリューションを整理するための取組を検討しているか
2. 基本構想等の策定			
①	プランニング	必須	今後の地域価値最大化や地域への投資増大・資金循環促進を実現する基本構想等を策定する計画となっているか
②	プロジェクトの組成	必須	定量・定性データに基づく現状分析を行い、その結果を踏まえた企画を立案し、必要な関係者とのすり合わせや合意形成を行う方針となっているか 申請主体が地方公共団体内での機運醸成(関係部局の巻き込みや庁内調整、議会対応等)を促す取組を検討しているか
③	コミットメント (地域金融機関等と地方公共団体との役割分担)	必須	基本構想等の策定に向けた取組内容が実施主体ごとに具体化されているか 地域金融機関等が主導して基本構想の検討を行う計画となっているか(地方公共団体任せの役割分担でないか)
④	検討体制	必須	本補助事業において十分な検討体制となっているか
⑤	実績	任意	地域プラットフォームや基本構想等、官民連携事業に取り組んだ実績があるか
3. 官民連携の更なる推進			
①	持続化に向けた検討	必須	基本構想等の策定以降も、地域課題の解決に向けた取組等を継続する計画となっているか 本補助事業問わず、新たな地域課題の解決に取り組む等、さらなる官民連携事業に向けたビジョンや方針があるか
②	広域連携の推進	任意	市町村・都道府県の枠を超えた広域の単位で、一体的に事業を推進する計画にあるか

VIII. 問い合わせ先

本公募要領に関するお問い合わせは、電子メールにてお願い致します。なお、お問い合わせ期限は、2026 年 6 月 1 日(月)17:00 といたします。

<問い合わせ先>

PwC コンサルティング・アドバイザー共同體

「官民連携地域金融力促進事業」全国事務局

【E-mail】jp_xlos_ppp@pwc.com

※応募、問い合わせにあたっての個人情報取扱については、官民連携地域金融力促進事業特設 web サイト(<https://ppp-chiikikinyu.jp>)をご参照ください。

以上